

特定非営利活動法人日本小児がん看護学会認定 小児がん看護師制度 細則

第1条 日本小児がん看護学会認定 小児がん看護師制度施行細則（以下細則という）を定める。

第2条（事務）認定委員会（以下委員会）の事務は、本学会認定委員会、認定委員会事務局において行う。

第3条（申請期間）小児がん看護師の申請および更新書類の提出期間は、次の規定による。

- 1) 基礎コースの新規申請は、受講2か月前の10日から前月の10日までとする。
- 2) 認定コースの新規申請は、受講2か月前の10日から前月の10日までとする。
- 3) 認定の更新申請は、更新時期の半年前に、委員会より更新通知を送付するものとする。

第4条（小児がん看護師の認定申請の条件）特定非営利活動法人日本小児がん看護学会認定小児がん看護師の認定は、以下の条件を満たすこととする。

申請時点においては、以下の1～5を全て満たすものとする。

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること。
- 2) 日本小児がん看護学会正会員であること
- 3) 看護師実務経験が通算3年以上であること
- 4) 基礎コース、認定コースのe-Learningをすべて修了していること
- 5) 基礎コース受講開始日から5年以内であること
- 6) 特定非営利活動法人日本小児がん看護学会が開催する集合研修に参加し、実践報告書を提出していること

第5条（小児がん看護師認定申請）小児がん看護師の認定申請にあたっては下記の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 履歴書（様式1、2）
- 2) 小児がん看護師申請書（様式3）
- 3) 推薦書（様式4）
- 4) 認定資格申請料の受領書
- 5) 課題レポート

第6条（認定審査）認定委員会は、前項の申請者に対し、書類による認定審査を実施する。認定審査は認定委員会で協議したものを、理事会で最終決議する。

第7条（小児がん看護師の登録）理事長は、特定非営利活動法人日本小児がん看護学会理事会が日本小児がん看護学会認定 小児がん看護師として認定した者に対して

- 1) 特定非営利活動法人日本小児がん看護学会認定 小児がん看護師認定証を交付する。
- 2) 本学会認定 小児がん看護師名簿に登録する。
- 3) その氏名・所属を本学会で公表する。
- 4) 本学会認定 小児がん看護師の認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。ただし本学会認定 小児がん看護師がその資格を喪失したときは、本学会認定 小児がん看護師認定証の有効期間は、資格を喪失した日に終わる。

第8条（小児がん看護師の認定資格喪失）本学会認定 小児がん看護師は、次の各項の理由により認定委員会の議を経て、本学会認定 小児がん看護師の資格を喪失する。

- 1) 本学会認定 小児がん看護師の資格を辞退したとき。
- 2) 本学会認定 小児がん看護師の認定の更新をしなかったとき。
- 3) 日本国の看護師の免許を喪失し、もしくは返上し、もしくは取り消されたとき。
- 4) 本学会の会員を退会したとき。
- 5) 小児がん看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会の審議を経て、代表理事が本学会認定 小児がん看護師の認定を取り消すことがある。

第9条（更新制度）本学会は小児がん看護師の知識・技術の維持、向上のため、更新制を施行する。

第10条（認定審査料）認定審査料は、次の如くである。既納の審査料は、原則的に返却しない。

認定コース受講料 25,000円（e-learning費+集合研修費）

認定審査料 10,000円（審査・登録料を含む）

第11条（情報開示）委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、制度発足初年度を除き、実施の3か月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第12条（事務局）申請先および手数料送金先は、特定非営利活動法人日本小児がん看護学会認定事務局である。

第13条（細則の変更）この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

附則

この細則は、2020年4月1日より施行する。